



人道は限らない力

国際赤十字・赤新月運動代表者会議

ジュネーブ 2022年6月22～23日

核兵器の廃絶に向けて：2022～2027年行動計画

決議

2022年6月

EN

CD/22/R7
原本：英語
採択済

赤十字国際委員会が国際赤十字・赤新月社連盟と協議の上作成した文書

決議 7

核兵器の廃絶に向けて：2022～2027 年行動計画

代表者会議は、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的・環境的影響や、核兵器が使用された場合の十分な人道的対応能力が存在しないことに関する長年の深い懸念とともに、核兵器が再び使用されることがないように保証し、核兵器を禁止及び廃絶することは人道的義務であることを改めて強調し、

核兵器が国際人道法の原則と規則に従って使用されるかどうかは極めて疑わしく、すべての国は、国際法に基づく自身の義務に従い、核兵器の完全な廃絶を目指して交渉を追求しなければならないことを強調するとともに、核兵器禁止条約（TPNW）は核兵器の使用や威嚇を行うことを禁止し、あらゆる核兵器の使用は人道の諸原則及び公共の良心に反することを再確認していることを認め、

核兵器を使用するとの威嚇を非難するとともに、核保有国とその同盟国の間の緊張の高まりが示すように、核軍備競争に向かうトレンドや、意図的、誤算または偶然によって核兵器が再び使用されるリスクが高まっていること、新種の核兵器の開発、軍事計画、軍事ドクトリン及び軍事構想における核兵器の新しい拡大した役割、核司令部、核統制及び通信ネットワークのサイバー攻撃に対する脆弱性が高まっていることに関する深い懸念を表明し、

核兵器禁止条約（TPNW）の採択と 2021 年の発効を、核兵器のない世界の実現に向けた重要な節目として歓迎し、また国際赤十字・赤新月運動（以下「赤十字運動」）がその実現に向けて果たした重要な役割を歓迎するとともに、核兵器禁止条約（TPNW）や、核兵器不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約、非核地帯を確立する地域条約など核兵器に関するその他の合意は、相互補完的な国際法文書であり、いずれも核兵器のない世界の実現を目指すものであることを強調し、

核兵器禁止条約（TPNW）の発効によってもたらされた、国際人道法に基づいて核兵器を包括的に禁止し、核の拡散に更なる制裁を与え、核廃絶に向けた新しい道筋をつけることによって、核軍縮と核不拡散の新時代を招き入れるための独特の機会を決意と切迫感をもって捉え、

2011 年にすべての国を対象に行った、「核兵器の適法性に関する各国政府の見解のいかんにかかわらず、核兵器が再び使用されることがないように保証すること」及び「法的拘束力のある国際合意を通じ、既存の取組や国際的な義務に基づいて、核兵器の使用を禁止し、廃絶するために、早急かつ決定を伴う交渉を、誠意をもって行い結論を導くこと」への要請や、2011 年代表者会議の決議 1、2013 年代表者会議の決議 1、及び 2017 年代表者会議の決議 4 で要請したその他の姿勢や行動を想起するとともに、これらの決議を国家及び国際レベルで実施する赤十字運動の構成組織の取組を称え、

1. 核兵器の不使用、禁止及び廃絶に関する 2022～2027 年の行動計画（2022～2027 年行動計画）を採択する。
2. とりわけ、国による効果的なリスク削減策の実施や、核兵器禁止条約（TPNW）のほか、核兵器不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約、及び非核地帯を確立する地域条約を含め、核兵器のない世界の実現を目指す、相互補完的な国際法文書の普遍的な順

守と全面的な実施を推進及び支援することにより、実行可能な範囲内で 2022～2027 年行動計画を実施するよう、すべての赤十字運動の構成組織に促す。

3. 2022～2027 年行動計画の実施を支援し、必要に応じて決議の実施状況に関する進捗を代表者会議に報告するよう赤十字国際委員会及びその他の赤十字運動の構成組織に要請する。
4. 核兵器禁止条約（TPNW）、核兵器不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約、及び非核地帯を確立する地域条約をまだ調印、批准、加盟、または誠実に実施していないすべての国に対し、速やかに調印、批准、加盟、または誠実に実施するよう要請する。
5. すべての国に対し、核兵器が完全に廃絶されるまで、核兵器の効果的な拡散防止措置を取り、核兵器が再び使用されることがないよう保証することを要請するとともに、核兵器保有国及び核兵器に関与している国に対し、国際的な義務や取組に従って、核兵器の使用リスクを軽減するための効果的な措置を講じるよう特に要請する。
6. またすべての国に対し、その政策、軍事ドクトリン、法的規則及び軍縮外交の取組の中で、核兵器が及ぼす壊滅的な人道的影響や、核兵器が使用される可能性があることで、人道が引き続きリスクに晒されていることを適切に考慮するとともに、核兵器が使用された場合の影響に関する理解を深めるための措置を講じるよう要請する。

核兵器の不使用、禁止及び廃絶に関する 2022～2027 年の 行動計画（2022～2027 年行動計画）

国際赤十字・赤新月運動（以下「赤十字運動」）は、1945 年から核兵器の禁止と廃絶を求めてきた。きっかけは、日本赤十字社と赤十字国際委員会（以下「ICRC」）が、広島と長崎への原爆投下をもたらした筆舌に尽くしがたい苦痛と破壊を直に目撃し、死にゆく人々や負傷者を救援しようと奔走したことである。

2017 年 7 月、122 カ国が赤十字運動の呼びかけに呼応し、画期的な核兵器禁止条約（TPNW）が採択された。この条約が策定されるまでのプロセスを牽引したのは、人々、社会、ヘルスケア・システム、環境に対する短長期的な影響という面で、核兵器の使用が引き起こす凄まじい規模の苦痛という揺るぎない証拠だった。2021 年 1 月 22 日、核兵器禁止条約（TPNW）は新しい国際法文書として発効した。これは核兵器のない世界の実現に向けた重要な節目であり、赤十字運動はそこに到達するために重要な役割を果たした。

核兵器禁止条約（TPNW）の発効は歴史的な転換点ではあるが、意図的、誤算または偶然によってかを問わず、近年、核兵器が使用されるリスクは冷戦以降、かつてない水準まで高まっている。核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響や核兵器の使用リスクは容認できないものである。そのため赤十字運動は、この極めて気がかりな動向を受けて、一段と切迫感をもって諸国に核兵器の禁止と廃絶を促している。

本行動計画と、そこに記載されている活動は、核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響や、国際人道法の規則と原則、及び人類の利益を核兵器に関する議論の中心に据えるために赤十字運動が長年行ってきた取組に基づいている。本行動計画を通じて、赤十字運動の構成組織は、2011 年と 2013 年の代表者会議の決議 1 及び 2017 年代表者会議の決議 4 で行った約束に基づく世界的な取組を、各自の能力に従って実行可能な範囲内で継続することを約束している。

本行動計画は「核兵器の不使用、禁止及び廃絶に関する 2018～2021 年の行動計画」の成功を基に作成されており、他の主な人道外交の目的を念頭に置きながら、以下のことを目標としている。

- すべての国が核兵器禁止条約（TPNW）、核兵器不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約、及び該当する場合は非核地帯の確立に関する地域条約を順守し、これらを全面的に実施するよう推進する。
- 核兵器が使用された場合に予想される、性別に基づく影響を含めた途方もない人間の苦痛や、犠牲者のニーズに応えるための十分な人道的対応能力が存在しないことについての意識啓発を強化する。
- 核兵器の使用リスクは高く、かつ拡大し続けていることについての意識啓発を行い、そのリスクを減らし、核兵器が再び使用されることがないように、最終的な核兵器廃絶に向けて取り組むためにすべての国が取るべき具体的な措置を推進する。
- 特に若い人々の間で、過去の前爆の生存者（被爆者）や核実験の生存者の経験や、核兵器の使用が人道、環境、開発に及ぼす影響に関する理解を深めることにより、核兵器が再び使用されず、完全に廃絶されることを保証するための取組が将来の世代に受け継がれるようにする。

A. 国レベルの取組

すべての赤十字運動の構成組織は、各自の固有の能力、権限及び状況（固有の社会的・政治的状況を含む）に従って実行可能な範囲内で、また各国赤十字・赤新月社が果たす、人道分野における政府等の補助的役割を考慮しながら、以下のことに尽力する。

1. 核兵器禁止条約（TPNW）交渉に関与した国においては¹

- a) これらの国がまだ核兵器禁止条約（TPNW）に調印していない場合は可能な限り速やかに調印するよう促し、政府職員及び国会議員との接触を通じて、またパブリック・コミュニケーションを通じて、これらの国による核兵器禁止条約（TPNW）の迅速な批准または加入を推進する。
- b) 核兵器禁止条約（TPNW）の全面的な履行を確実にするための国の法律、政策及びその他の措置、つまり犠牲者を援助し、汚染された環境を改善し、締約国が核兵器禁止条約（TPNW）に基づいて禁止されている活動を行った場合、刑事上の制裁を科し、そのような活動を防止及び抑制する義務が早期に導入されるよう推進する。
- c) これらの国に対し、核兵器禁止条約（TPNW）非締約国に調印、批准または加盟を働きかけること、また意図的、誤算または偶然によって核兵器を使用するリスクを減らすための措置を採択するよう、核兵器に関与している国に働きかけることを促す。
- d) これらの国の核兵器禁止条約（TPNW）締約国会議に向けた準備と参加を支援する。

2. 核兵器禁止条約（TPNW）交渉に関与していなかった国においては²

- a) これらの国に核兵器禁止条約（TPNW）の締約国となるよう働きかけ、加盟するまでの間、核兵器禁止条約（TPNW）の妨げとならない計画、政策及び軍事慣行の導入と、オブザーバーとしての核兵器禁止条約（TPNW）会議への参加を促す。
- b) 核兵器に関与している国に対し、2010年の核兵器不拡散条約再検討会議で採択された行動計画や、該当する場合は2022年1月3日に発表された核戦争の防止と軍拡競争の回避に関する共同声明を含め、その国の既存の国際的な取組に基づいて、意図的、誤算または偶然によって核兵器が使用されるリスクを減らすために必要なすべての措置を導入するよう促す。
- c) これらの国に対し、核兵器が使用された場合に生じるであろう壊滅的な人道的影響や、核兵器が使用される可能性があることで、人道が引き続きリスクに晒されていることへの深い懸念を適切に考慮した政策、軍事ドクトリン、外交努力及び法的規則を導入するよう促す。
- d) 核兵器に関与しているものの、核保有国ではない国に対し、軍事や安全保障に関するすべての構想、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性を低下させる手段について核保有国と対話するよう促す。
- e) 長期にわたる法的義務や2010年の核兵器不拡散条約再検討会議で採択された行動計画を含む既存の取組に従い、核兵器の更なる大幅削減を推進する。
- f) 事故のリスクの軽減を目的とした取組を損なうことなく、国に対し、より強力な新型核兵器の開発に向けた努力を含め、核兵器の近代化に向けた努力を止めるよう促す。

¹ TPNW 交渉に関与した国のリストは <https://www.un.org/disarmament/tpnw/participants.html> を参照のこと。

² その他すべての国。前の脚注を参照のこと。

- g) 核保有国及び核兵器に関与している国に対し、共通の理解とシナジーを深め、核兵器廃絶という共通の目標の実現に向けて前進するために、核兵器禁止条約（TPNW）交渉に関与した国との対話を深めるよう働きかける。

3. すべての国においては

- a) 赤十字運動が行う、核兵器に関する世界規模の人的アドボカシーの取組を支援し、また、それに参加し、その中で ICRC、国際赤十字・赤新月社連盟、及び他の各国赤十字・赤新月社と協力する。
- b) 足元のリスクや核兵器に関する機会について伝える上で、各国赤十字・赤新月社の役割と存在感を一段と拡大する。
- c) 核兵器がもたらす人道的影響についての意識啓発を行い、赤十字運動の目的を支援する活動にもっと積極的に参加してもらうため、若い人々に対する普及の規模を拡大する。
- d) 引き続き、各国赤十字・赤新月社のユース部門に対し、本行動計画のセクション B に記載された国際的な支援を受けながら、核兵器に関する地域レベルの赤十字・赤新月社ユース会議（Youth Conference）の開催を支援してくれるよう依頼する。
- e) 新たな世代に対し、核兵器のリスクと核兵器を禁止及び廃絶する必要性についての意識啓発を行うため、若者の問題や若者関連の活動に関心のある赤十字運動の構成組織とそのネットワークの支援を得て、核兵器に関する赤十字運動の目的を赤十字・赤新月社の世界ユース会議や他のイベントに盛り込む方法を検討する。
- f) 原爆の生存者（被爆者）や核実験の影響を受けた人々の声を引き続き普及活動に盛り込む。
- g) 国内委員会に対して国際人道法に関する説明を行い、また国際人道法を履行し、国際人道法に関する知識を開発及び普及することに関して国の当局に助言を行い、支援する類似組織に対し、核兵器禁止条約（TPNW）の発効と、すべての戦闘の手段と方法に適用される国際人道法の原則と規則は核兵器にも適用されることを説明する。
- h) 外務、国防、環境、保健医療及び緊急対応の担当大臣や適切な国会議員に書簡を送るか、面会を要請し、赤十字運動の差し迫った懸念と核兵器に関する立場を伝える。
- i) 赤十字運動の立場、ICRC の説明会、及び本行動計画の補助として作成されたその他の資料に基づいて、核兵器に関連する足元のリスク、核兵器禁止条約（TPNW）とその歴史的重要性、及び核兵器不拡散条約（NPT）を含め核兵器に関する他の合意に関する意識啓発を行うため、引き続き意見記事、インタビュー、編集者への手紙などを通じたパブリック・コミュニケーションを行う。
- j) 赤十字・赤新月社のメンバー、ボランティア及び職員に対し、赤十字・赤新月社のウェブサイトや刊行物、職員及びボランティアの会議を通じて核兵器及び足元のリスクと機会に関する赤十字運動の見解を伝える活動を継続する。
- k) 国会議員、保健医療の専門家、科学者コミュニティ、緊急対応者、学界など特定のグループを対象に、核兵器に関する公開セミナーやイベントを開催する。
- l) 当該赤十字・赤新月社の権限と基本原則に従い、保健医療、環境及び緊急対応の分野

で活動する国の組織や、核兵器問題に長年取り組んできた組織と引き続き連絡を取り合い、協力する。

- m) 国際人道法に関する研修や、政策決定者、自衛隊及び市民社会を対象とするその他の普及活動に、引き続き、核兵器使用の人的影響と法的側面に関する講義を盛り込む。
- n) 金融機関や、核兵器またはその構成部品の製造または販売に関与する企業を対象に、核兵器がもたらす壊滅的な人的影響や、国際人道法の関連する原則及び規則についての意識啓発を行う。
- o) 赤十字運動の地域組織を通じて本行動計画を推進する取組を強化し、他の各国赤十字・赤新月社と情報を共有し、可能な場合は、政府に対する地域単位での共同または協調的アプローチを検討する。
- p) 核兵器禁止条約（TPNW）第 8 条（5）に従い、また国際赤十字・赤新月社連盟のメンバーとして、可能かつ適切な範囲内で、核兵器禁止条約（TPNW）締約国会議や再検討会議にオブザーバーとして出席するよう努める。

B. 世界レベルの協調と支援

- a) 2017 年代表者会議の決議 4 に基づいて設立された赤十字運動支援グループ（Movement Support Group）は、本行動計画の期間中も活動を続ける。
- b) 各赤十字・赤新月社は、2018～2021 年行動計画に基づいてまだ自身の組織内で核兵器の担当者を指名していない場合、これを指名するとともに、2022 年 10 月 1 日までに ICRC 及び国際赤十字・赤新月社連盟に知らせる必要がある。
- c) 世界レベルでは、ICRC は、赤十字運動支援グループの援助を受けて、核兵器禁止条約（TPNW）や、核兵器不拡散条約（NPT）など類似の目的を持つその他の国際合意の順守と全面的な履行を推進する活動を主導する。これには、多国間のフォーラムや世界、地域及び国レベルのその他の関連イベントに参加すること、それについて報告すること、必要に応じて各国赤十字・赤新月社を支援することが含まれる。
- d) ICRC は、必要に応じて核兵器禁止条約（TPNW）及び核兵器不拡散条約（NPT）の内容に関するインタラクティブな説明会を開き、また適切な場合、当局と一般の人々の、時宜に適った国家的な活動を推進及び円滑化するため、特定の地域または状況下にある各国赤十字・赤新月社に対して、または各国赤十字・赤新月社と共同で、重要なメッセージを作成する。
- e) ICRC は、赤十字運動支援グループの援助を受けて、各国赤十字・赤新月社の普及活動をそれぞれの権限、能力、及び状況に従って適宜支援するため、ソーシャルメディア及び従来メディア向けツール、書簡の見本、テーマ、新聞への寄稿を含む専門家向けコミュニケーション資料を作成する。
- f) ICRC、国際赤十字・赤新月社連盟及び各国赤十字・赤新月社は、国から要請があった場合、実行可能な範囲内で、またそれぞれの権限と能力に従って、核兵器禁止条約（TPNW）第 7 条（5）（国際的な協力及び援助）に規定された援助を提供する。
- g) 核兵器禁止条約（TPNW）の第 8 条（5）（締約国会議）に定められた役割を認識し、国際赤十字・赤新月社連盟は、可能かつ適切な範囲内で、各国赤十字・赤新月社のメンバーの締約国会議への出席を推進し、その集団的アドボカシーを支援するため、各国赤十字・赤新月社と調整を行う。

C. 実施

- a) ICRC は、赤十字運動支援グループの援助を受けて、本行動計画の実施を推進及びモニタリングすることに関して、引き続き赤十字運動内の主導的な役割を担う。
- b) そのような立場にあるすべての赤十字運動の構成組織は、本行動計画を共同で実施するため、可能な範囲内で物的・財政的・専門的支援を提供することが求められる。